

岡山県青年土地家屋調査士会「おさがり友の会」約款

(2023年8月23日改定)

(約款同意)

第1条 「おさがり友の会」は、岡山県青年土地家屋調査士会（以下「岡山青調会」という。）が運営する物品贈与のマッチングサービスであり、サービスの利用については本約款につき同意があるものとする。

(約款変更)

第2条 本約款の変更には岡山青調会役員会の決議を必要とし、変更後の内容は岡山青調会会員に通知するものとする。

(運営団体の役割)

第3条 岡山青調会は「おさがり友の会」を利用する贈与者の代理人として、物品管理と受贈者の特定を行う。

(物品の提供)

第4条 物品提供者は自己が所有する動産を贈与したい旨を岡山青調会に申し出るとともに、岡山青調会に物品を預託する。

(募集案内)

第5条 岡山青調会は預託日から2週間以内に募集の案内を岡山青調会会員に発信する。ただし、特別の事情のある場合にはこの限りではない。

(募集期間)

第6条 募集期間は2週間とする。

(応募資格)

第7条 応募者は岡山青調会会員に限る。

(受贈者の特定)

第8条 募集期間内に応募者が1名であった場合は、その者を受贈者とする。また、募集期間内に多数の応募者があった場合は、岡山青調会が行う抽選方式により受贈者を特定する。

2 募集期間内に応募がなかった場合は、募集期間末日より3カ月先の月末日まで募集期間を延長し、延長募集期間中に応募した者を先着順で受贈者とする。

(応募者がなかった場合)

第9条 前条第2項に規定する延長募集期間内でも応募者がなかった場合には、岡山青調会は預託されていた物品を提供者に返却し、委任関係を終了させる。

(物品の引渡し)

第10条 受贈者の特定後、岡山青調会は受贈者に物品を引渡し、贈与者に通知する。

(担保責任)

第11条 「おさがり友の会」を利用してされた贈与につき、贈与物に瑕疵があった場合、岡山青調会が責任（民法第551条（贈与者の担保責任））を負うものではない。